

平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第89回50)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年1月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間(初回償は10年償)、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、年2回の積み立てを最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があることから、当初に契約を締結した相手方と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	本制度は、すでに新規募集を停止し、債券発行に関する契約は平成21年度限りであり、平成22年度以降、仮に同種の契約が生じる時には、初回の債券発行時に選定した契約相手方と一般競争による複数年度契約を行う。	平成22年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
 2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
 3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
 4. 「移行困難な事由」欄は、平成21年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成22年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成22年度)を記載すること。
- (※) 本表は、平成22年3月末時点の情報に基づき作成。